

平成27年度入学者に係る教育課程表

授 業 区 分	授 業 科 目 の 名 称	授 業 方 法	単 位 数		看 護 師	保 健 師	養 護 教 諭 一 種	学 年 配 当 (数字は週当り授業時間)											
			必 修	選 択				1年		2年		3年		4年					
								I	II	I	II	I	II	I	II				
専 門 実 践 科 目	VI群 (母性・小児看護学)	母性看護学概論	講義	2		◇	□	○			2								
		母性看護学援助論	演習	2		◇	□	○					4						
		母性看護学実習	実習	2		◇	□							6					
		小児看護学概論	講義	2		◇	□	○			2								
		小児看護学援助論	演習	2		◇	□	○					4						
		小児看護学実習	実習	2		◇	□	○						6					
	VII群 (精神・在宅・公衆衛生看護学)	精神看護学概論	講義	2		◇	□	○			2								
		精神看護学援助論	講義	2		◇	□	○				2							
		精神看護学実習	実習	2		◇	□	○					6						
		在宅看護概論	講義	2		◇	□				2								
		在宅看護援助論	講義	2		◇	□					2							
		在宅看護実習	実習	2		◇	□							6					
		公衆衛生看護学概論	講義	2		◇	□				2								
		健康教育論	講義	1		◇	□					1							
		学校保健概論	講義	1		◇	□	○			1								
		国際看護学	講義	1		◇	□					1							
		災害看護学 (災害保健を含む)	講義	1		◇	□							1					
		VIII群 (統合と実践の看護)	基礎ゼミ	演習	2		◇	□		2									
			看護研究Ⅰ (基礎編)	講義	2		◇	□				2							
			看護研究Ⅱ (応用編)	演習	2		◇	□						2					
リスクマネジメント論	講義		1		◇	□					1								
看護の統合と実践実習	実習		2		◇	□							6						
IX群 (保健師関連)	疫学	講義		2		□					2								
	公衆衛生看護学活動展開論	演習		2		□					4								
	健康相談活動の理論と実践	講義		2		□	○				2								
	産業保健論	講義		1		□					1								
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	実習		1		□						3							
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	実習		4		□							12						
	公衆衛生看護学特論	講義		1											1				
	X群 (養護教諭関連)	学校保健活動論	講義		2				○			2							
		学校保健演習	演習		2				○				2						
		養護概説	講義		2				○			2							
小計				39	19														
合計				98	32														

◇は看護師国家試験受験資格必修科目、◆は看護師国家試験受験資格選択科目 (14単位以上必要)

□は保健師国家試験受験資格必修科目

○は養護教諭免許必修科目、●は養護教諭免許選択科目

平成27年度入学者に係る教育課程表

授業 科目 区分	授業科目の名称	授業 方法	単位数		看護 師	保健 師	養護 免許 一種	学年配当(数字は週当り授業時間)									
			必修	選択				1年		2年		3年		4年			
								I	II	I	II	I	II	I	II		
教職に 関する 科目	教職概論	講義		2			○	2									
	教育原理	講義		2			○	2									
	教育心理学	講義		2			○				2						
	教育制度論	講義		2			○		2								
	教育課程論(道徳、特別活動を含む)	講義		2			○				2						
	教育方法・技術論	講義		2			○				2						
	生徒指導論	講義		2			○				2						
	教育相談(カウンセリングを含む)	講義		2			○		2								
	教職実践演習(養護教諭)	演習		2			○										2
	養護実習(事前事後指導を含む)	実習		5			○										5
	合計			23													

○は養護教諭免許必修科目、●は養護教諭免許選択科目

※ 教職に関する科目を修得しても、卒業要件単位には含まれない。

※ 教育職員免許状を取得するためには、上記科目のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として、日本国憲法(2単位)、体育(2単位)、外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)について、指定の科目を修得すること。